三十九　認知症対応型共同生活介護費における介護職員処遇改善加算の基準
　第二十九号の規定を準用する。
四十　地域密着型特定施設入居者生活介護費における介護職員処遇改善加算の基準
　第二十九号の規定を準用する。
四十一　地域密着型介護福祉施設サービスにおける身体拘束廃止未実施減算の基準
　指定地域密着型サービス基準第百三十七条第五項又は第百六十二条第七項に規定する基準に適合していないこと。
四十二　地域密着型介護福祉施設サービス、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスにおける栄養マネジメント加算の基準
　通所介護費等算定方法第十号、第十二号、第十三号及び第十四号（看護職員の員数に対する看護師の配置に係る部分及び別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護療養型医療施設であって医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおける医師の員数に係る部分を除く。次号、第四十五号イ、第四十六号ロ及び第六十九号において読み替えて準用する第十九号において同じ。）に規定する基準のいずれにも該当しないこと。
四十三　地域密着型介護福祉施設サービス、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスにおける経口移行加算の基準
　通所介護費等算定方法第十号、第十二号、第十三号及び第十四号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。
四十四　地域密着型介護福祉施設サービス、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスにおける経口維持加算の基準
　通所介護費等算定方法第十号、第十二号、第十三号及び第十四号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。
四十五　地域密着型介護福祉施設サービス、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスにおける経口維持加算の基準
イ　通所介護費等算定方法第十号、第十二号、第十三号及び第十四号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。
ロ　入所者又は入院患者の摂食若しくは嚥下機能が医師の判断により適切に評価されていること。
ハ　誤嚥等が発生した場合の管理体制が整備されていること。
ニ　食形態に係る配慮など誤嚥防止のための適切な配慮がされていること。
ホ　ロからニまでについて医師、管理栄養士、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して実施するための体制が整備されていること。
四十六　地域密着型介護福祉施設サービス、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスにおける口腔機能維持管理体制加算の基準
イ　施設において歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者又は入院患者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されていること。
ロ　通所介護費等算定方法第十号、第十二号、第十三号及び第十四号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。
四十七　地域密着型介護福祉施設サービス、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスにおける口腔機能維持管理加算の基準
　前号の規定を準用する。
四十八　地域密着型介護福祉施設サービス及び介護福祉施設サービスにおける在宅復帰支援機能加算の基準
イ　算定日が属する月の前六月間において当該施設から退所した者（在宅・入所相互利用加算を算定しているものを除く。以下この号において「退所者」という。）の総数のうち、当該期間内に退所し、在宅において介護を受けることとなったもの（当該施設における入所期間が一月間を超えていた退所者に限る。）の占める割合が百分の二十を超えていること。
ロ　退所者の退所後三十日以内に、当該施設の従業者が当該退所者の居宅を訪問し、又は指定居宅介護支援事業者（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）第一条第三項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）から情報提供を受けることにより、当該退所者の在宅における生活が一月以上継続する見込みであることを確認し、記録していること。
四十九　地域密着型介護福祉施設サービス及び介護福祉施設サービスにおける在宅・入所相互利用加算の基準
　在宅において生活している期間中の介護支援専門員と入所する地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設の介護支援専門員との間で情報の交換を十分に行い、双方が合意の上介護に関する目標及び方針を定め、入所者又はその家族等に対して当該目標及び方針の内容を説明し、同意を得ていること。
五十　地域密着型介護福祉施設サービスにおけるサービス提供体制強化加算の基準
　第二十一号の規定を準用する。この場合において、同号イ(2)中「通所介護費等算定方法第三号」とあるのは、「通所介護費等算定方法第十号」と読み替えるものとする。
五十一　地域密着型介護福祉施設サービスにおける介護職員処遇改善加算の基準
　第二十九号の規定を準用する。
五十二　複合型サービス費における緊急時訪問看護加算の基準
　第七号の規定を準用する。
五十三　複合型サービス費におけるターミナルケア加算の基準
　第八号の規定を準用する。
五十四　複合型サービス費におけるサービス提供体制強化加算の基準
イ　サービス提供体制強化加算(Ⅰ)　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
(1)　指定複合型サービス事業所（指定地域密着型サービス基準第百七十一条第一項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。以下同じ。）の全ての複合型サービス従業者（指定地域密着型サービス基準第百七十一条第一項に規定する複合型サービス従業者をいう。以下同じ。）に対し、複合型サービス従業者ごとに研修計画を作成し、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。
(2)　利用者に関する情報や留意事項の伝達又は複合型サービス従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催していること。
(3)　当該指定複合型サービス事業所の複合型サービス従業者（保健師、看護師又は准看護師であるものを除く。）の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の四十以上であること。
(4)　通所介護費等算定方法第十一号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。
ロ　サービス提供体制強化加算(Ⅱ)　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
(1)　指定複合型サービス事業所の複合型サービス従業者の総数のうち、常勤職員の占める割合が百分の六十以上であること。
(2)　イ(1)、(2)及び(4)に該当するものであること。
ハ　サービス提供体制強化加算(Ⅲ)　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
(1)　指定複合型サービス事業所の複合型サービス従業者の総数のうち、勤続年数三年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。
(2)　イ(1)、(2)及び(4)に該当するものであること。